

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第17号	専決処分事項の報告について	1
報告第18号	専決処分事項の報告について	3
報告第19号	専決処分事項の報告について	5
報告第20号	専決処分事項の報告について	7
報告第21号	専決処分事項の報告について	9
報告第22号	専決処分事項の報告について	11
報告第23号	専決処分事項の報告について	13
報告第24号	専決処分事項の報告について	15
報告第25号	専決処分事項の報告について	17
議案第90号	廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例	19
議案第91号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	23
議案第92号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第93号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	29
議案第94号	廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の 一部を改正する条例	31
議案第95号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿 日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を 改正する条例	33
議案第96号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	35
議案第97号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例	37
議案第98号	廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作 成の公営に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第99号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	41

議案第100号	廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部を改正する条例	…… 4 3
議案第106号	工事請負契約の締結について	…… 4 5
議案第107号	市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計 画）の変更について	…… 4 7
議案第108号	市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計 画）の変更について	…… 4 9
議案第109号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更に ついて	…… 5 1
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 5 3
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 5 5
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 5 7
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 5 9
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 6 1
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 6 3
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 6 5
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 6 7
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 6 9
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 7 1
議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 7 3
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 7 5
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 7 7
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 7 9
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 8 1
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 8 3
議案第126号	損害賠償の額を定めることについて	…… 8 5
議案第127号	損害賠償の額を定めることについて	…… 8 7
議案第128号	財産の取得について	…… 8 9
議案第129号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	…… 9 1

(報告第 17 号)

専決処分事項の報告について

(広島県市町総合事務組合同規約の変更について)

(人 事 課)

1 専決処分した理由

広島県市町総合事務組合の構成団体である地方公共団体の名称変更に伴う組合同規約の変更をすることについて、関係地方公共団体と協議を行うため、専決処分したものである。

2 専決処分の内容

平成 31 年 4 月 1 日に宮島競艇施行組合の名称を宮島ボートレース企業団に変更することに伴う組合同規約の変更をする。

3 専決処分年月日

平成 30 年 11 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 5 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び名称変更並びにこれらに伴う当該組合の規約を変更すること。

5 参照法令

地方自治法

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、

関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条（第 2 8 6 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 2 8 7 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(報告第18号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成30年5月8日三井住友海上火災保険株式会社と損害保険契約を締結する者が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市阿品台東地内の市道阿品高通線を進行中、路面の穴に同車の左前輪及び左後輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 93,657円

債権者 山口県周南市御幸通一丁目10番

三井住友海上火災保険株式会社徳山保険金お支払センター

所長 小林 康一郎

3 専決処分年月日

平成30年11月5日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

(1) 国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(2) 保険法

第25条 保険者は、保険給付を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。

(1) 当該保険者が行った保険給付の額

(2) 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）

(報告第 19 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 30 年 7 月 8 日 が、小型乗用自動車を運転して、廿日市市宮内地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車の左前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 35,925 円

3 専決処分年月日

平成 30 年 11 月 21 日

4 根拠法令

報告第 18 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 2 0 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 3 0 年 7 月 9 日 が所有する軽乗用自動車を同人の妻が運転して、廿日市市串戸五丁目地内の市道串戸畑口線を進行中、路面の穴に同車の左前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 9, 0 3 1 円

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日

4 根拠法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 9 号説明書に同じ。

(報告第 2 1 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 3 0 年 7 月 9 日 が、軽乗用自動車を運転して、廿日市市串戸五丁目地内の市道串戸畑口線を進行中、路面の穴に同車の左前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 2, 1 3 0 円

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日

4 根拠法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 9 号説明書に同じ。

(報告第 2 2 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教 育 委 員 会)

1 専決処分した理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民地に土砂が流入し、洗濯機に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 3 8, 1 9 5 円

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日

4 根拠法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 9 号説明書に同じ。

(報告第 2 3 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教 育 委 員 会)

1 専決処分した理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民家に土砂が流入し、エアコン室外機に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 9, 1 8 0 円

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日

4 根拠法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 9 号説明書に同じ。

(報告第 2 4 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教 育 委 員 会)

1 専決処分した理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民家に土砂が流入し、家屋及びエアコン室外機に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 4 1 3 , 6 7 3 円

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

4 根拠法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 9 号説明書に同じ。

(報告第 2 5 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教 育 委 員 会)

1 専決処分した理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民家に土砂が流入し、駐車していた軽乗用自動車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 4 3 1 , 4 4 9 円

債 権 者 広島市中区国泰寺町一丁目 8 番 1 3 号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社中国損害サービス部広島第一サービスセンター

所長 幡 鎌 寿 一

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

4 根拠法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

(議案第 9 0 号)

廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例

(地 域 政 策 課)

1 制定の理由

地域資源の活用による広域的な交流を促進し、もって地域の活力の創出に資するため、廿日市市浅原交流拠点施設を設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 浅原交流拠点施設の名称及び位置

ア 名称 廿日市市浅原交流拠点施設

イ 位置 廿日市市浅原 2 6 6 2 番地 3

(2) 施設の構成

ア 交流会館

イ 交流広場

ウ 交流ホール

(3) 事業

ア 市民と来訪者との交流促進に関すること。

イ 地域の活力を創出する事業の企画及び実施に関すること。

ウ 地域の魅力を広く情報発信すること。

エ 浅原交流拠点施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(4) 使用時間等

区 分	使 用 時 間	休 館 日
交流会館	9 時から 1 7 時まで	火曜日及び水曜日並びに 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日
交流広場	9 時から 2 1 時 3 0 分まで	1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日

交流ホール	9時から21時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日
-------	--------------	--------------------

(5) 施設等の使用料

区 分	単 位	使 用 料
交流広場（上段）	1時間までごとに	130円
交流広場（下段）	1時間までごとに	370円
交流ホール	1時間までごとに	440円
屋外照明設備	1時間までごとに	250円
シャワー	1回につき	100円
備考 使用者が浅原交流拠点施設の設置の目的以外に使用する場合には、この表（シャワーを除く。）に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。		

(6) 指定管理者による管理等

ア 浅原交流拠点施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

イ 指定管理者が浅原交流拠点施設の管理を行う場合には、浅原交流拠点施設を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(7) 指定管理者の指定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(8) 指定管理者が行う業務

ア 2の(3)に掲げる事業に関する業務

イ 利用の許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ 浅原交流拠点施設の運営に関して市長が必要と認める業務

3 施行期日

平成31年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 9 1 号)

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総 務 課)

1 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱いを定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 指紋・顔認識データ等の特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号及び旅券番号、基礎年金番号等の特定の個人に発行されるカード等に記載される符号であって、当該特定の個人を識別することができるものを個人識別符号と定義した上で、当該個人識別符号が個人情報に含まれることを明確にする。
- (2) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として定義する。
- (3) 実施機関は、要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを保有する際は、その旨を市長に届け出ることとする。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

5 参照法令

個人情報の保護に関する法律

第 11 条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報
を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱い
が確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(議案第92号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成30年度	(イ) 平成31年度以降
6 月	100分の90	100分の90	100分の92.5
1 2 月	100分の90	100分の95	100分の92.5

ウ 再任用職員の勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成30年度	(イ) 平成31年度以降
6 月	100分の42.5	100分の42.5	100分の45
1 2 月	100分の42.5	100分の47.5	100分の45

エ 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の122.5	100分の130
1 2 月	100分の137.5	100分の130

オ 再任用職員の期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の65	100分の72.5
1 2 月	100分の80	100分の72.5

カ 宿日直手当の支給額の改定

宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
通常の宿日直勤務	4,200円	4,400円
退庁時から引き続く宿直勤務	6,300円	6,600円

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	373,000	374,000
2	421,000	422,000
3	471,000	472,000
4	532,000	533,000
5	607,000	608,000
6	709,000	710,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成30年度	(イ) 平成31年度以降
6 月	100分の165	100分の165	100分の167.5
1 2 月	100分の165	100分の170	100分の167.5

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイの(イ)、2の(1)のウ

の(イ)、2の(1)のエ、2の(1)のオ及び2の(2)のイの(イ)は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 2の(1)のア、2の(1)のカ及び2の(2)のアは、平成30年4月1日から適用する。

(3) 2の(1)のイの(ア)、2の(1)のウの(ア)及び2の(2)のイの(ア)は、平成30年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

行政職給料表（平成30年度改定比較表）

（単位：円、％）

号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	142600	144100	1500	1.1	192700	194000	1300	0.7	228900	230000	1100	0.5	262000	263000	1000	0.4	288000	288900	900	0.3	318500	319200	700	0.2	362300	362900	600	0.2	407700	408100	400	0.1
2	143700	145200	1500	1.0	194500	195800	1300	0.7	230500	231600	1100	0.5	263900	264900	1000	0.4	290200	291100	900	0.3	320700	321400	700	0.2	364900	365500	600	0.2	410100	410500	400	0.1
3	144900	146400	1500	1.0	196300	197600	1300	0.7	232000	233100	1100	0.5	265700	266700	1000	0.4	292500	293400	900	0.3	323000	323700	700	0.2	367400	367900	500	0.1	412600	413000	400	0.1
4	146000	147500	1500	1.0	198100	199400	1300	0.7	233600	234700	1100	0.5	267800	268800	1000	0.4	294600	295500	900	0.3	325200	325900	700	0.2	370000	370500	500	0.1	415000	415400	400	0.1
5	147100	148600	1500	1.0	199700	200900	1200	0.6	235100	236100	1000	0.4	269600	270500	900	0.3	296600	297400	800	0.3	327400	328100	700	0.2	371900	372400	500	0.1	416900	417300	400	0.1
6	148200	149700	1500	1.0	201500	202700	1200	0.6	236800	237800	1000	0.4	271500	272400	900	0.3	298900	299700	800	0.3	329400	330100	700	0.2	374400	374900	500	0.1	419200	419600	400	0.1
7	149300	150800	1500	1.0	203300	204500	1200	0.6	238300	239300	1000	0.4	273400	274300	900	0.3	301200	302000	800	0.3	331600	332300	700	0.2	376700	377200	500	0.1	421300	421700	400	0.1
8	150400	151900	1500	1.0	205100	206300	1200	0.6	239900	240900	1000	0.4	275500	276400	900	0.3	303400	304200	800	0.3	333800	334500	700	0.2	379200	379700	500	0.1	423500	423900	400	0.1
9	151500	153000	1500	1.0	206800	207900	1100	0.5	241200	242100	900	0.4	277600	278400	800	0.3	305400	306100	700	0.2	335800	336400	600	0.2	381700	382100	400	0.1	425500	425900	400	0.1
10	152900	154400	1500	1.0	208600	209700	1100	0.5	242700	243600	900	0.4	279600	280400	800	0.3	307700	308400	700	0.2	338000	338600	600	0.2	384400	384800	400	0.1	427600	428000	400	0.1
11	154200	155700	1500	1.0	210400	211500	1100	0.5	244300	245200	900	0.4	281700	282500	800	0.3	309900	310600	700	0.2	340000	340600	600	0.2	387000	387400	400	0.1	429700	430100	400	0.1
12	155500	157000	1500	1.0	212200	213300	1100	0.5	245700	246600	900	0.4	283700	284500	800	0.3	312200	312900	700	0.2	342200	342800	600	0.2	389700	390100	400	0.1	431800	432200	400	0.1
13	156800	158300	1500	1.0	213600	214700	1100	0.5	247200	248100	900	0.4	285700	286500	800	0.3	314300	315000	700	0.2	344000	344600	600	0.2	392100	392500	400	0.1	433500	433900	400	0.1
14	158300	159800	1500	0.9	215400	216500	1100	0.5	248700	249600	900	0.4	287800	288600	800	0.3	316400	317100	700	0.2	346000	346600	600	0.2	394400	394800	400	0.1	435300	435700	400	0.1
15	159800	161300	1500	0.9	217100	218200	1100	0.5	250000	250900	900	0.4	289800	290600	800	0.3	318600	319300	700	0.2	348100	348600	500	0.1	396600	397000	400	0.1	437300	437700	400	0.1
16	161400	162900	1500	0.9	218900	220000	1100	0.5	251400	252300	900	0.4	291800	292600	800	0.3	320700	321400	700	0.2	350100	350600	500	0.1	399000	399400	400	0.1	439300	439700	400	0.1
17	162700	164200	1500	0.9	220600	221700	1100	0.5	252900	253800	900	0.4	293700	294400	700	0.2	322700	323300	600	0.2	351800	352300	500	0.1	400800	401200	400	0.1	441200	441600	400	0.1
18	164200	165700	1500	0.9	222300	223400	1100	0.5	254600	255400	800	0.3	295700	296400	700	0.2	324700	325300	600	0.2	353800	354300	500	0.1	402800	403200	400	0.1	443000	443400	400	0.1
19	165700	167200	1500	0.9	223900	225000	1100	0.5	256300	257100	800	0.3	297800	298500	700	0.2	326700	327300	600	0.2	355600	356100	500	0.1	404700	405100	400	0.1	444800	445200	400	0.1
20	167200	168700	1500	0.9	225500	226600	1100	0.5	258100	258900	800	0.3	299800	300500	700	0.2	328700	329300	600	0.2	357500	358000	500	0.1	406500	406900	400	0.1	446500	446900	400	0.1
21	168600	170100	1500	0.9	227000	228000	1000	0.4	259700	260500	800	0.3	301800	302400	600	0.2	330500	331000	500	0.2	359500	359900	400	0.1	408400	408800	400	0.1	448300	448700	400	0.1
22	171300	172800	1500	0.9	228700	229700	1000	0.4	261500	262300	800	0.3	303900	304500	600	0.2	332600	333100	500	0.2	361400	361800	400	0.1	410200	410600	400	0.1	449800	450200	400	0.1
23	173900	175400	1500	0.9	230300	231300	1000	0.4	263200	264000	800	0.3	305900	306500	600	0.2	334600	335100	500	0.1	363400	363800	400	0.1	412000	412400	400	0.1	451200	451600	400	0.1
24	176500	178000	1500	0.8	231900	232900	1000	0.4	264900	265700	800	0.3	308000	308600	600	0.2	336700	337200	500	0.1	365300	365700	400	0.1	413900	414300	400					

行政職給料表（平成30年度改定比較表）

(単位：円、%)

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	228200	229000	800	0.4	281100	281500	400	0.1	327800	328200	400	0.1	366500	366900	400	0.1	382900	383300	400	0.1	404600	405000	400	0.1								
66	229000	229800	800	0.3	282000	282400	400	0.1	328200	328600	400	0.1	367200	367600	400	0.1	383500	383900	400	0.1	404900	405300	400	0.1								
67	229900	230700	800	0.3	282700	283100	400	0.1	328900	329300	400	0.1	367900	368300	400	0.1	384100	384500	400	0.1	405200	405600	400	0.1								
68	231000	231700	700	0.3	283600	284000	400	0.1	329700	330100	400	0.1	368600	369000	400	0.1	384700	385100	400	0.1	405500	405900	400	0.1								
69	231700	232400	700	0.3	284600	285000	400	0.1	330500	330900	400	0.1	368900	369300	400	0.1	385100	385500	400	0.1	405700	406100	400	0.1								
70	232400	233100	700	0.3	285400	285800	400	0.1	331200	331600	400	0.1	369500	369900	400	0.1	385600	386000	400	0.1	406000	406400	400	0.1								
71	233000	233700	700	0.3	286200	286600	400	0.1	331900	332300	400	0.1	370200	370600	400	0.1	386100	386500	400	0.1	406300	406700	400	0.1								
72	233800	234500	700	0.3	287000	287400	400	0.1	332600	333000	400	0.1	370800	371200	400	0.1	386700	387100	400	0.1	406600	407000	400	0.1								
73	234600	235300	700	0.3	287800	288200	400	0.1	333100	333500	400	0.1	371100	371500	400	0.1	387000	387400	400	0.1	406800	407200	400	0.1								
74	235300	236000	700	0.3	288300	288700	400	0.1	333700	334100	400	0.1	371700	372100	400	0.1	387400	387800	400	0.1	407100	407500	400	0.1								
75	236000	236700	700	0.3	288700	289100	400	0.1	334200	334600	400	0.1	372400	372800	400	0.1	387800	388200	400	0.1	407400	407800	400	0.1								
76	236600	237300	700	0.3	289200	289600	400	0.1	334800	335200	400	0.1	373000	373400	400	0.1	388200	388600	400	0.1	407600	408000	400	0.1								
77	237300	238000	700	0.3	289300	289800	500	0.2	335100	335500	400	0.1	373400	373800	400	0.1	388500	388900	400	0.1	407800	408200	400	0.1								
78	238100	238800	700	0.3	289700	290100	400	0.1	335600	336000	400	0.1	373900	374300	400	0.1	388800	389200	400	0.1	408100	40850										

消防職給料表（平成30年度改定比較表）

（単位：円、％）

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率				
1	166000	167700	1700	1.0	181700	183500	1800	1.0	208200	209900	1700	0.8	248300	249600	1300	0.5	291800	292900	1100	0.4	318300	319300	1000	0.3	346800	347600	800	0.2	381300	381900	600	0.2
2	167700	169400	1700	1.0	183500	185200	1700	0.9	210200	211900	1700	0.8	250100	251400	1300	0.5	293800	294900	1100	0.4	320500	321500	1000	0.3	349000	349800	800	0.2	383500	384100	600	0.2
3	169500	171200	1700	1.0	185300	187000	1700	0.9	212200	213900	1700	0.8	251900	253200	1300	0.5	295900	297000	1100	0.4	322800	323800	1000	0.3	351300	352100	800	0.2	385500	386000	500	0.1
4	171200	172900	1700	1.0	187100	188800	1700	0.9	214200	215900	1700	0.8	253700	255000	1300	0.5	298200	299300	1100	0.4	324900	325900	1000	0.3	353500	354300	800	0.2	387600	388100	500	0.1
5	172700	174400	1700	1.0	189000	190700	1700	0.9	216200	217900	1700	0.8	255400	256700	1300	0.5	300000	301000	1000	0.3	327200	328100	900	0.3	355500	356300	800	0.2	389300	389800	500	0.1
6	174600	176300	1700	1.0	191300	193000	1700	0.9	218200	219700	1500	0.7	257200	258500	1300	0.5	302200	303200	1000	0.3	329400	330300	900	0.3	357600	358400	800	0.2	391300	391800	500	0.1
7	176400	178100	1700	1.0	193600	195300	1700	0.9	220200	221700	1500	0.7	258800	260100	1300	0.5	304300	305300	1000	0.3	331700	332600	900	0.3	359800	360600	800	0.2	393100	393600	500	0.1
8	178300	180000	1700	1.0	195900	197600	1700	0.9	222100	223600	1500	0.7	260500	261800	1300	0.5	306500	307500	1000	0.3	333900	334800	900	0.3	362000	362800	800	0.2	394900	395400	500	0.1
9	180000	181700	1700	0.9	198100	199800	1700	0.9	224200	225700	1500	0.7	261800	263100	1300	0.5	308500	309400	900	0.3	335700	336500	800	0.2	363800	364500	700	0.2	396700	397100	400	0.1
10	181700	183400	1700	0.9	200700	202400	1700	0.8	226000	227500	1500	0.7	263400	264700	1300	0.5	310700	311600	900	0.3	338000	338800	800	0.2	366000	366700	700	0.2	398700	399100	400	0.1
11	183400	185100	1700	0.9	203200	204900	1700	0.8	227800	229300	1500	0.7	264700	266000	1300	0.5	313000	313900	900	0.3	340200	341000	800	0.2	368000	368700	700	0.2	400700	401100	400	0.1
12	185100	186800	1700	0.9	205700	207400	1700	0.8	229600	231100	1500	0.7	266000	267300	1300	0.5	315100	316000	900	0.3	342500	343300	800	0.2	370200	370900	700	0.2	402800	403200	400	0.1
13	187000	188700	1700	0.9	208000	209700	1700	0.8	231500	232900	1400	0.6	267600	268700	1100	0.4	317200	318100	900	0.3	344500	345300	800	0.2	372100	372700	600	0.2	404500	404900	400	0.1
14	189100	190800	1700	0.9	209800	211500	1700	0.8	233400	234800	1400	0.6	269000	270100	1100	0.4	319500	320400	900	0.3	346600	347400	800	0.2	374200	374800	600	0.2	406600	407000	400	0.1
15	191200	192900	1700	0.9	211600	213300	1700	0.8	235300	236700	1400	0.6	270100	271200	1100	0.4	321700	322600	900	0.3	348800	349600	800	0.2	376300	376800	500	0.1	408600	409000	400	0.1
16	193300	195000	1700	0.9	213400	215100	1700	0.8	237200	238600	1400	0.6	271400	272500	1100	0.4	323900	324800	900	0.3	350900	351700	800	0.2	378400	378900	500	0.1	410700	411100	400	0.1
17	195500	197200	1700	0.9	215300	217000	1700	0.8	238800	240100	1300	0.5	272300	273300	1000	0.4	325700	326500	800	0.2	353000	353700	700	0.2	380000	380500	500	0.1	412400	412800	400	0.1
18	197900	199600	1700	0.9	217200	218700	1500	0.7	240600	241900	1300	0.5	273700	274700	1000	0.4	328000	328800	800	0.2	355000	355700	700	0.2	382000	382500	500	0.1	414100	414500	400	0.1
19	200300	202000	1700	0.8	219100	220600	1500	0.7	242400	243700	1300	0.5	275100	276100	1000	0.4	330100	330900	800	0.2	357000	357700	700	0.2	383900	384400	500	0.1	415800	416200	400	0.1
20	202700	204400	1700	0.8	220900	222400	1500	0.7	244200	245500	1300	0.5	276500	277500	1000	0.4	332400	333200	800	0.2	359100	359800	700	0.2	385900	386400	500	0.1	417400	417800	400	0.1
21	205200	206900	1700	0.8	222600	224100	1500	0.7	245800	247100	1300	0.5	277800	278800	1000	0.4	334400	335100	700	0.2	360900	361500	600	0.2	387700	388100	400	0.1	419100	419500	400	0.1
22	207000	208700	1700	0.8	224400	225900	1500	0.7	247200	248500	1300	0.5	279200	280200	1000	0.4	336400	337100	700	0.2	362900	363500	600	0.2	389800	390200	400	0.1	420700	421100	400	0.1
23	208800	210400	1600	0.8	226200	227700	1500	0.7	248400	249700	1300	0.5	280500	281500	1000	0.4	338500	339200	700	0.2	364800	365300	500	0.1	391900	392300	400	0.1	422100	422500	400	0.1
24	210600	212200	1600	0.8	228000	229500	1500	0.7	249700	25100.																						

消防職給料表（平成30年度改定比較表）

（単位：円、％）

再任用	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
77	281000	281600	600	0.2	300500	301100	600	0.2	324700	325100	400	0.1	369500	369900	400	0.1	408800	409200	400	0.1	420700	421100	400	0.1	438100	438500	400	0.1				
78	282200	282800	600	0.2	302000	302600	600	0.2	326400	326800	400	0.1	370700	371100	400	0.1	409300	409700	400	0.1	421000	421400	400	0.1	438400	438800	400	0.1				
79	283400	284000	600	0.2	303200	303800	600	0.2	328000	328400	400	0.1	371900	372300	400	0.1	409900	410300	400	0.1	421300	421700	400	0.1	438700	439100	400	0.1				
80	284400	285000	600	0.2	304700	305300	600	0.2	329600	330000	400	0.1	373100	373500	400	0.1	410400	410800	400	0.1	421600	422000	400	0.1	439000	439400	400	0.1				
81	285500	286100	600	0.2	306000	306600	600	0.2	331300	331700	400	0.1	374300	374700	400	0.1	410800	411200	400	0.1	421800	422200	400	0.1	439200	439600	400	0.1				
82	286700	287300	600	0.2	307400	308000	600	0.2	333000	333400	400	0.1	375500	375900	400	0.1	411400	411800	400	0.1	422100	422500	400	0.1	439500	439900	400	0.1				
83	288000	288600	600	0.2	308600	309100	500	0.2	334600	335000	400	0.1	376600	377000	400	0.1	411900	412300	400	0.1	422400	422800	400	0.1	439800	440200	400	0.1				
84	289300	289900	600	0.2	310000	310500	500	0.2	336300	336700	400	0.1	377800	378200	400	0.1	412100	412500	400	0.1	422600	423000	400	0.1	440100	440500	400	0.1				
85	290500	291000	500	0.2	311000	311400	400	0.1	337700	338100	400	0.1	378900	379300	400	0.1	412400	412800	400	0.1	422800	423200	400	0.1	440300	440700	400	0.1				
86	291700	292200	500	0.2	312500	312900	400	0.1	339200	339600	400	0.1	379500	379900	400	0.1	412900	413300	400	0.1	423100	423500	400	0.1								
87	292600	293100	500	0.2	313800	314200	400	0.1	340700	341100	400	0.1	380000	380400	400	0.1	413200	413600	400	0.1	423400	423800	400	0.1								
88	293800	294300	500	0.2	315300	315700	400	0.1	342200	342600	400	0.1	380600	381000	400	0.1	413500	413900	400	0.1	423600	424000	400	0.1								
89	294800	295300	500	0.2	316800	317200	400	0.1	343500	343900	400	0.1	381200	381600	400	0.1	413800	414200	400	0.1	423800	424200	400	0.1								
90	296000	296500	500	0.2	318300	318700	400	0.1	344700	345100	400	0.1	381800	382200	400	0.1	414200	414600	400	0.1	424100	424500	400	0.1								
91	297100	297600	500	0.2	319700	320100	400	0.1	346000	346400	400	0.1	382400	382800	400	0.1	414600	415000	400	0.1	424400	424800	400	0.1								
92	298300	298800	500	0.2	321200	321600	400	0.1	347300	347700	400	0.1	383000	383400	400	0.1	415000	415400	400	0.1	424600	425000	400	0.1								
93	298900	299300	400	0.1	322500	322900	400	0.1	348700	349100	400	0.1	383300	383700	400	0.1	415300	415700	400	0.1	424800	425200	400	0.1								
94	300200	300600	400	0.1	323800	324200	400	0.1	350200	350600	400	0.1	383800	384200	400	0.1																
95	301300	301700	400	0.1	325200	325600	400	0.1	351700	352100	400	0.1	384400	384800	400	0.1																
96	302600	303000	400	0.1	326500	326900	400	0.1	353200	353600	400	0.1	384900	385300	400	0.1																
97	303700	304100	400	0.1	327700	328100	400	0.1	354500	354900	400	0.1	385300	385700	400	0.1																
98	304900	305300	400	0.1	329000	329400	400	0.1	355700	356100	400	0.1	385700	386100	400	0.1																
99	306100	306500	400	0.1	330300	330700	400	0.1	356800	357200	400	0.1	386300	386700	400	0.1																
100	307300	307700	400	0.1	331600	332000	400	0.1	358000	358400	400	0.1	386800	387200	400	0.1																
101	308500	308900	400	0.1	333000	333400	400	0.1	359100	359500	400	0.1	387200	387600	400	0.1																
102	309500	309900	400	0.1	333900	334300	400	0.1	360200	360600	400	0.1	387700	388100	400	0.1																
103	310600	311000	400	0.1	335000	335400	400	0.1	361300	361700	400	0.1	388300	388700	400	0.1																
104	311600	312000	400	0.1	336200	336600	400	0.1	362500	362900	400	0.1	388800	389200	400	0.1																
105	312400	312800	400	0.1	337300	337700	400	0.1	363700	364100	400	0.1	389100	389500	400	0.1																
106	313000	313400	400	0.1	338400	338800	400	0.1	364200	364600	400	0.1	389500	389900	400	0.1																
107	313600	314000	400																													

(議案第 9 3 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成30年度	(イ) 平成31年度以降
6 月	100分の212.5	100分の212.5	100分の222.5
1 2 月	100分の227.5	100分の232.5	100分の222.5

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(イ)は、平成31年4月1日から施行する。
- (2) 2の(ア)は、平成30年12月1日から適用する。

4 根拠法令

地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他

の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 9 4 号)

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(環 境 政 策 課)

1 提案の要旨

墓地等を経営する場合における当該墓地等の設置場所の基準について、市長が特別の理由があると認めるときは、墓地等を経営しようとする者が墓地等の設置場所の土地を所有していない場合又は当該土地に抵当権の設定等がなされている場合であっても、墓地等を設置できるようその要件の一部を緩和しようとするものである。

2 施行期日

平成 3 1 年 1 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(議案第 9 5 号)

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿日市市ひとり
親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

〔こども課
保険課〕

1 改正の理由

広島県の福祉医療費公費負担事業において、医療費の支給に係る所得制限等の特例が設けられたことに伴い、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について、所得制限等の特例を設けようとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正

災害を受けるなど特別な事情があると市長が認める者について、重度心身障害者医療費の支給に係る所得制限を適用しないこととする。

(2) 廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

災害を受けるなど特別な事情があると市長が認める者について、ひとり親家庭等医療費の支給に係る所得税が課せられているときの制限を適用しないこととする。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

4 根拠法令

議案第 9 1 号説明書に同じ。

(議案第 9 6 号)

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 提案の要旨

廿日市保育園及び丸石保育園が、公私連携型保育所に移行することに伴い、当該保育園を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 9 7 号)

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例

(都 市 計 画 課)

1 提案の要旨

建築基準法施行規則の一部が改正されたことにより、条例で引用している同規則の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

都市計画法

第 3 4 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね 5 0 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

(議案第 9 8 号)

廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例の一部を改正する条例

(選挙管理委員会)

1 改正の理由

公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、市議会議員の選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成について、国政選挙の場合に準じて無料としようとするものである。

2 改正の内容

市議会議員の選挙における候補者は、当該候補者に係る供託物が市に帰属することとならない場合に限り、7 円 5 1 銭に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

3 施行期日

平成 3 1 年 3 月 1 日

4 根拠法令

公職選挙法

第 1 4 2 条

- ⑪ 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第 1 項第 3 号から第 6 号までのビラの作成について、無料とすることができる。

(議案第 9 9 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することに関して必要な事項を定めるなどの改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることとする。
- (2) 消防長は、(1)の公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することとする。
- (3) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 3 2 年 4 月 1 日。ただし、2 の(4)については公布の日

4 根拠法令

議案第 9 1 号説明書に同じ。

(議案第 1 0 0 号)

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

旧佐伯町の区域の消防力の充実及び指揮命令系統の強化に資することを
を目的に、当該区域に設置する消防署の位置及び名称並びに管轄区域を
次のとおり定めようとするものである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
廿日市市佐伯 消防署	廿日市市津田 1 1 4 7 番地 1 0	玖島、永原、峠、友田、河 津原、渡瀬、津田、浅原、 虫所山、飯山、中道及び栗 栖の区域

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 根拠法令

消防組織法

第 1 0 条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管
轄区域は、条例で定める。

(議案第 1 0 6 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市阿品台東 1 番 1 号において施工する阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

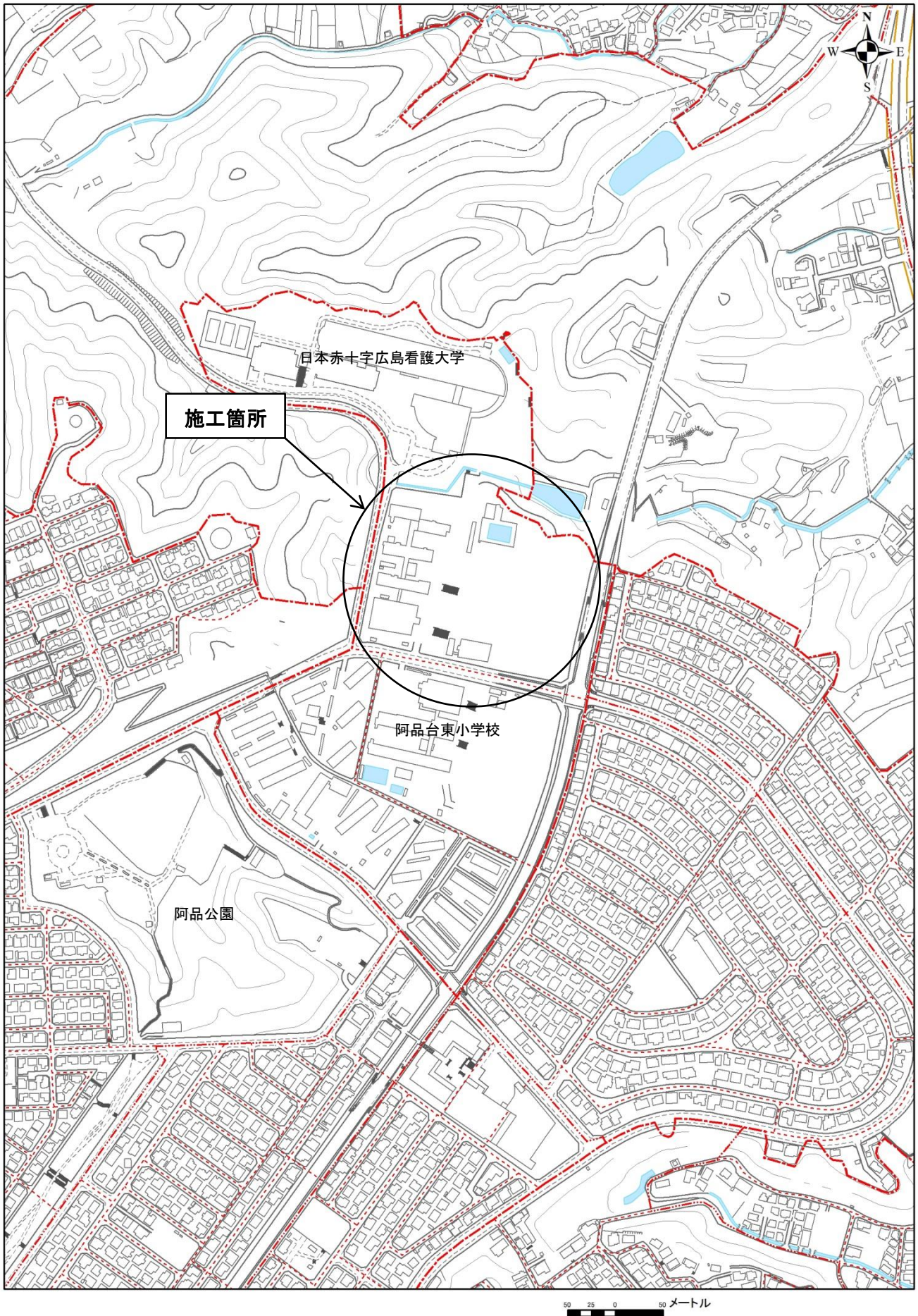
2 請負契約の内容

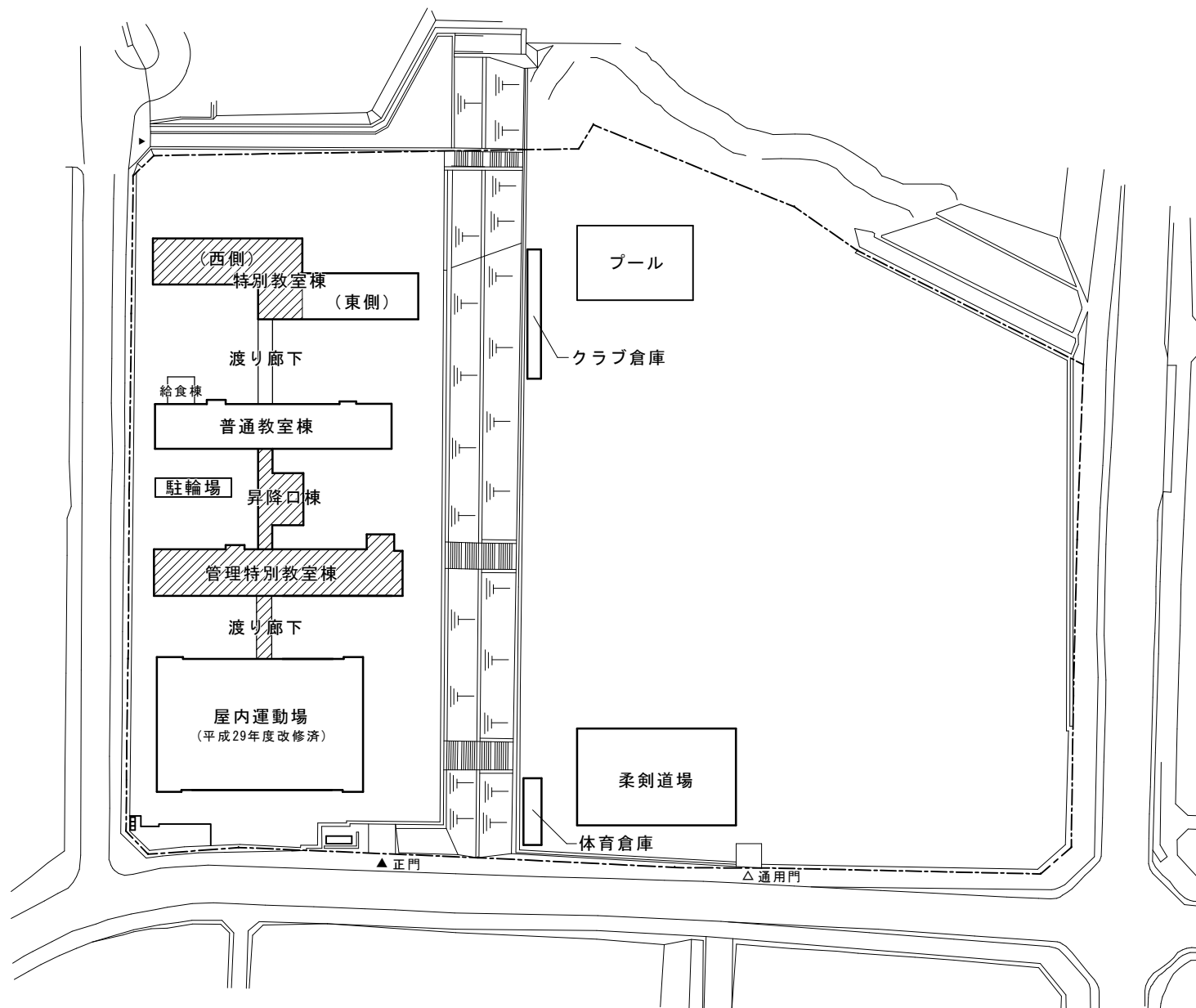
- (1) 工事内容 特別教室棟改修工事 一式
管理特別教室棟改修工事 一式
昇降口棟改修工事 一式
渡り廊下改修工事 一式
- (2) 請負金額 4 9 8 , 9 6 0 , 0 0 0 円
- (3) 請 負 者 廿日市市梅原一丁目 4 番 3 9 号
株式会社 竹内
代表取締役 竹 内 朗
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
平成 3 2 年 3 月 1 9 日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

阿品台中学校 位置図





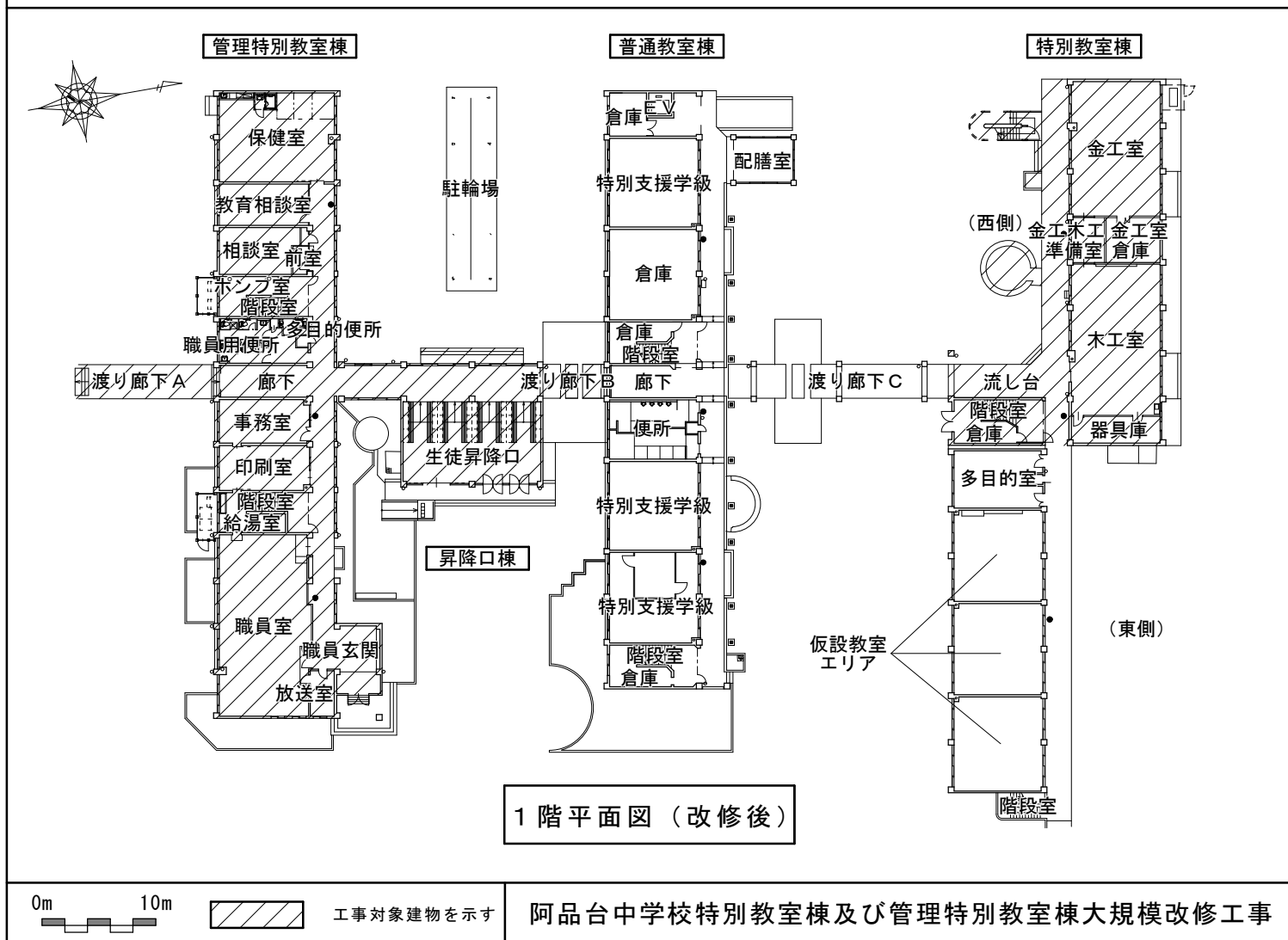
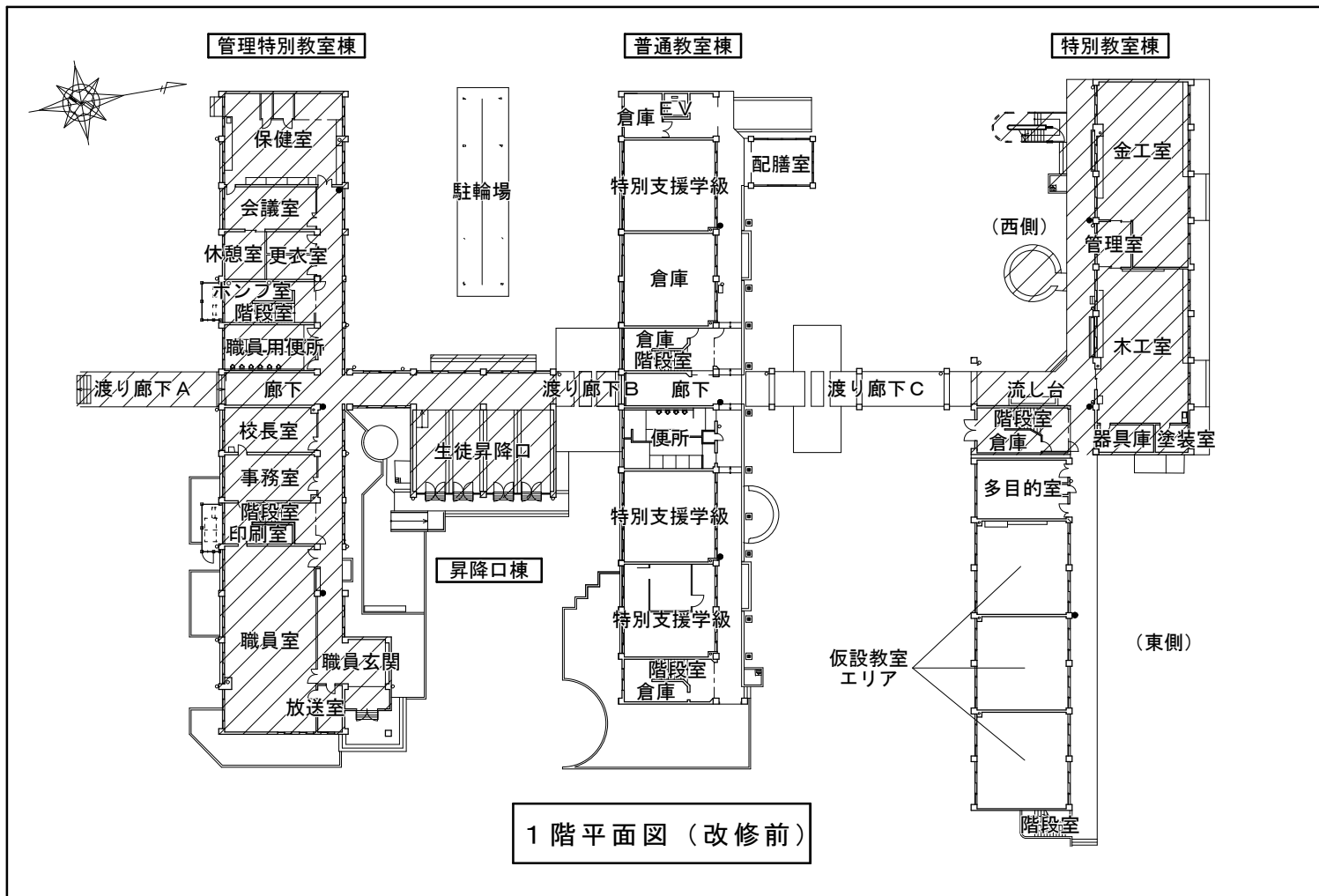
配 置 図



工事対象建物を示す



阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事

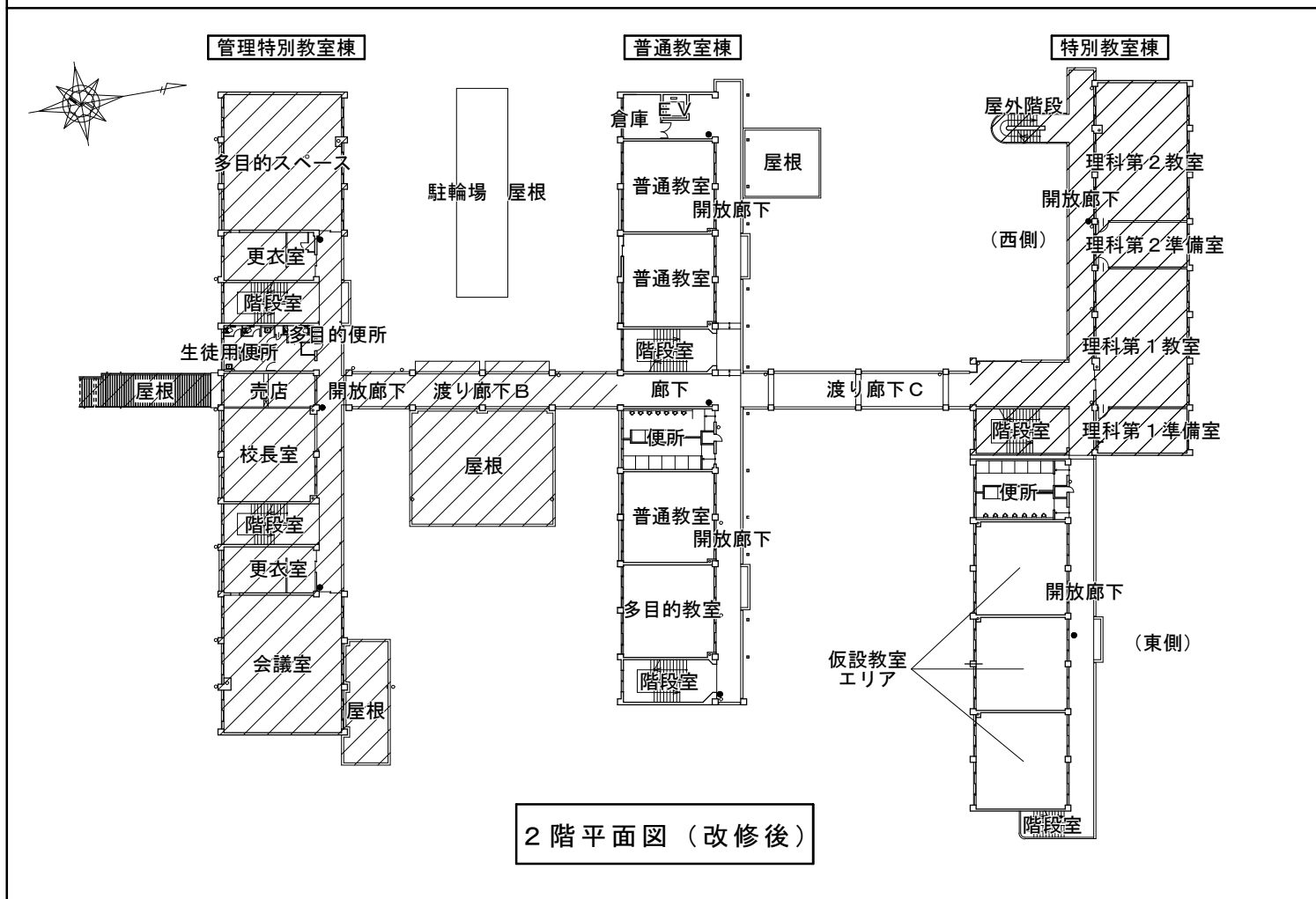
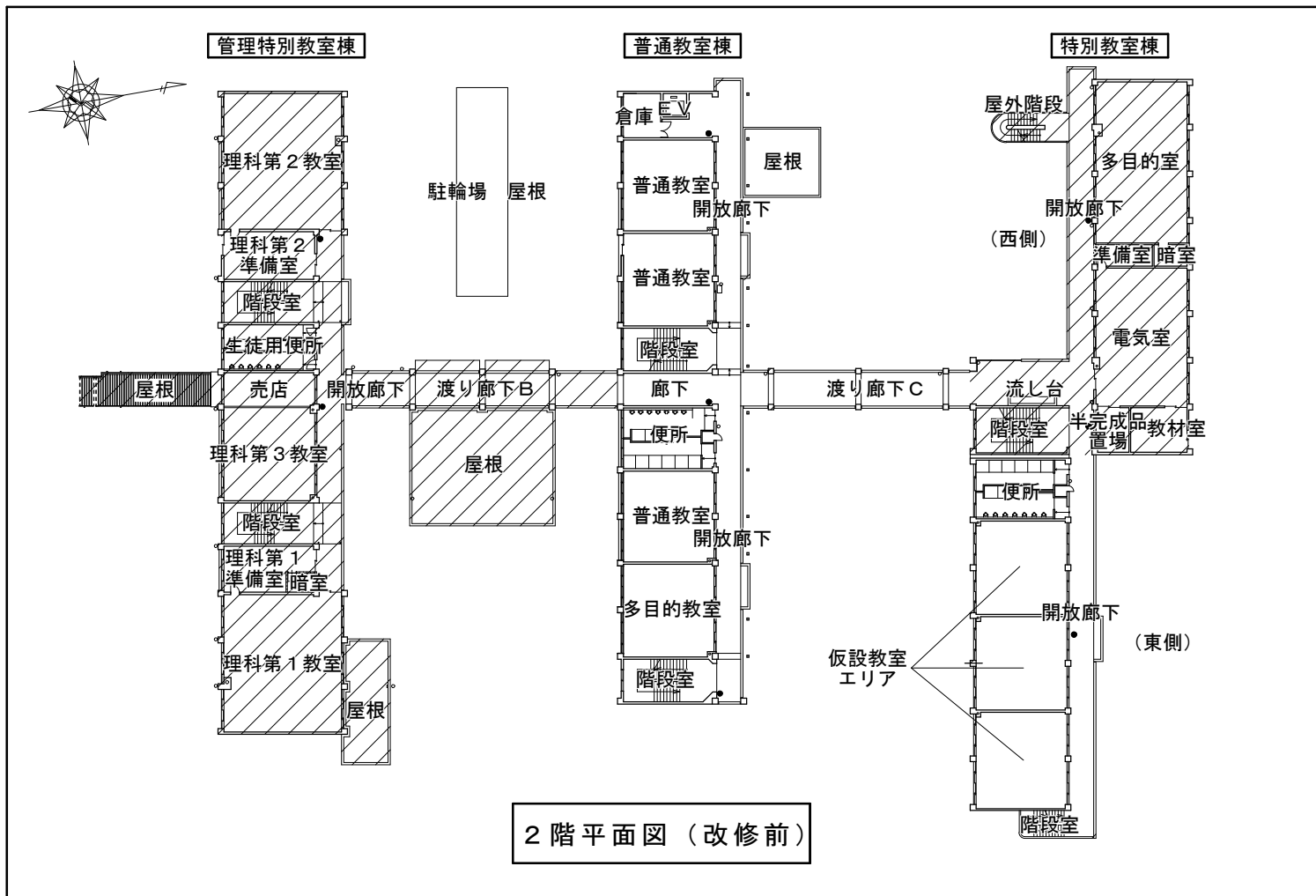


0m 10m



工事対象建物を示す

阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事

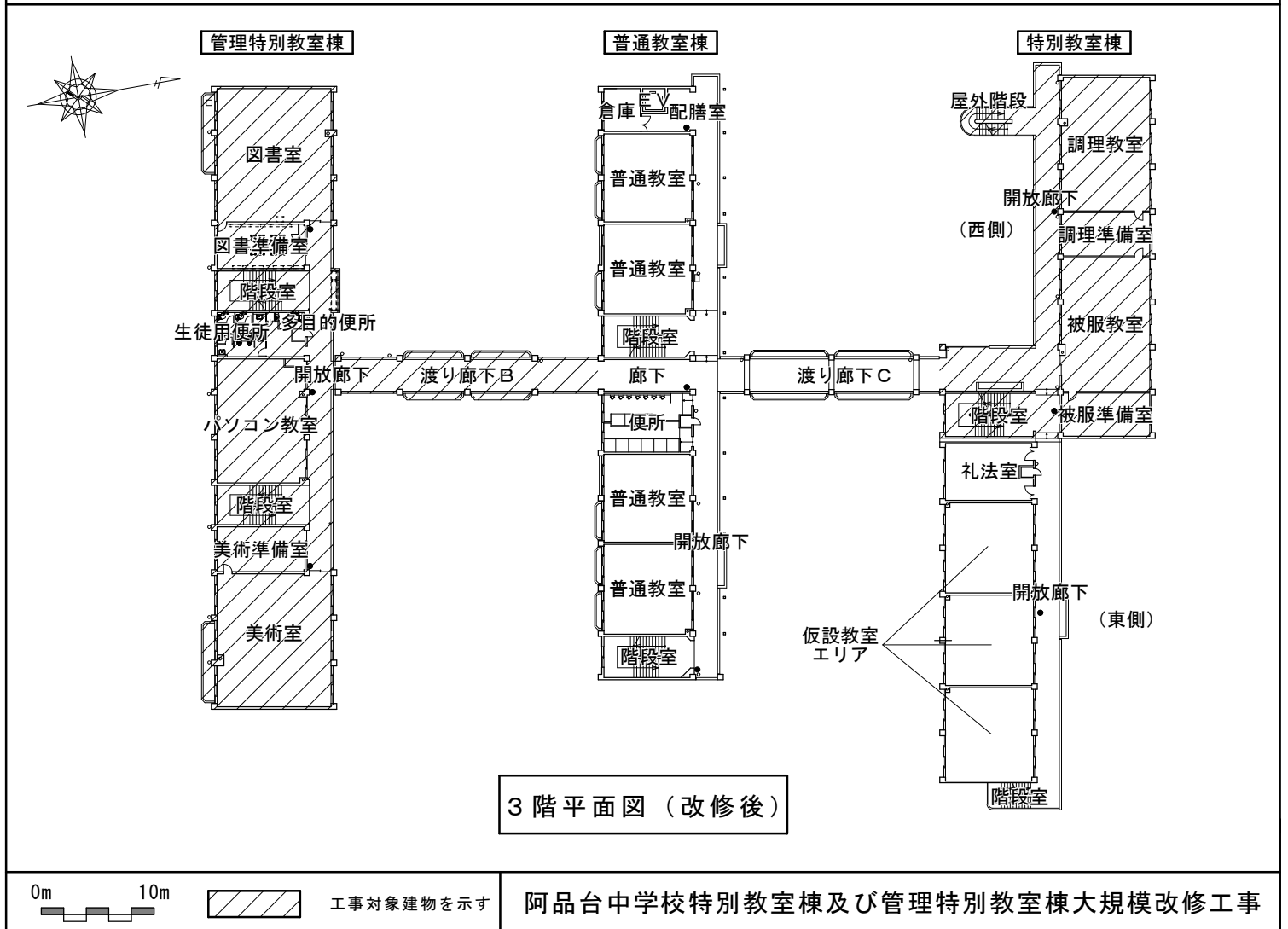
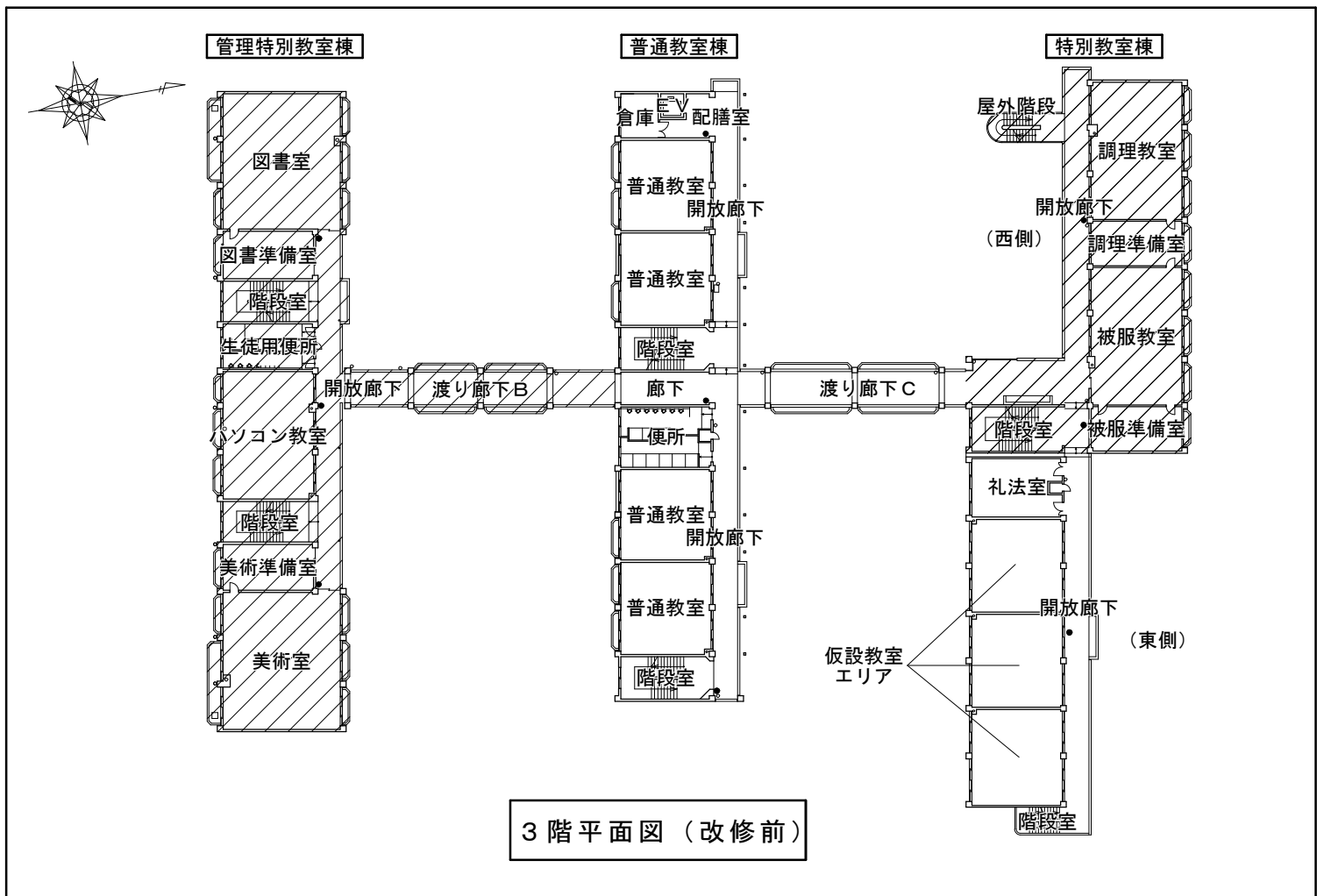


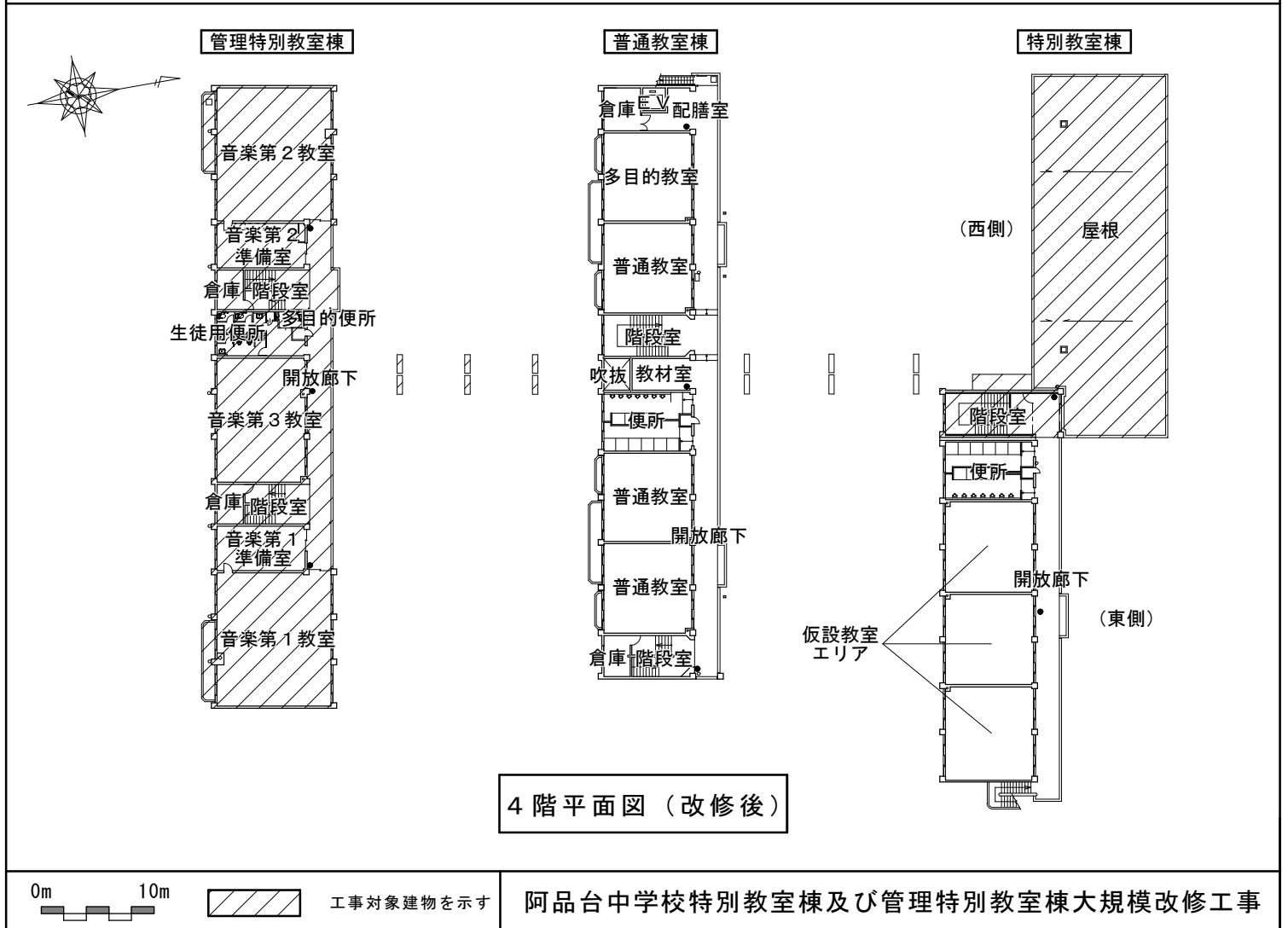
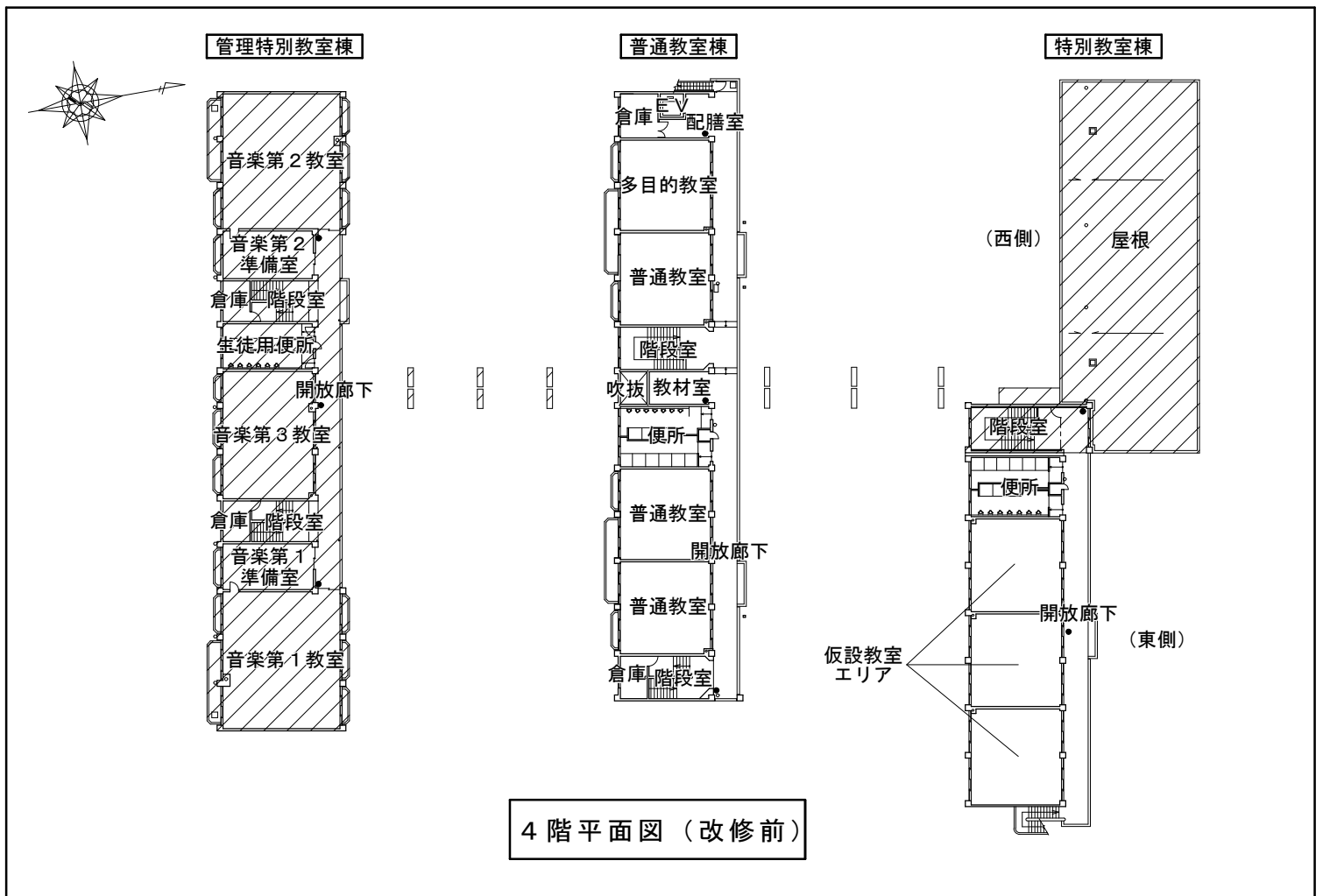
0m 10m

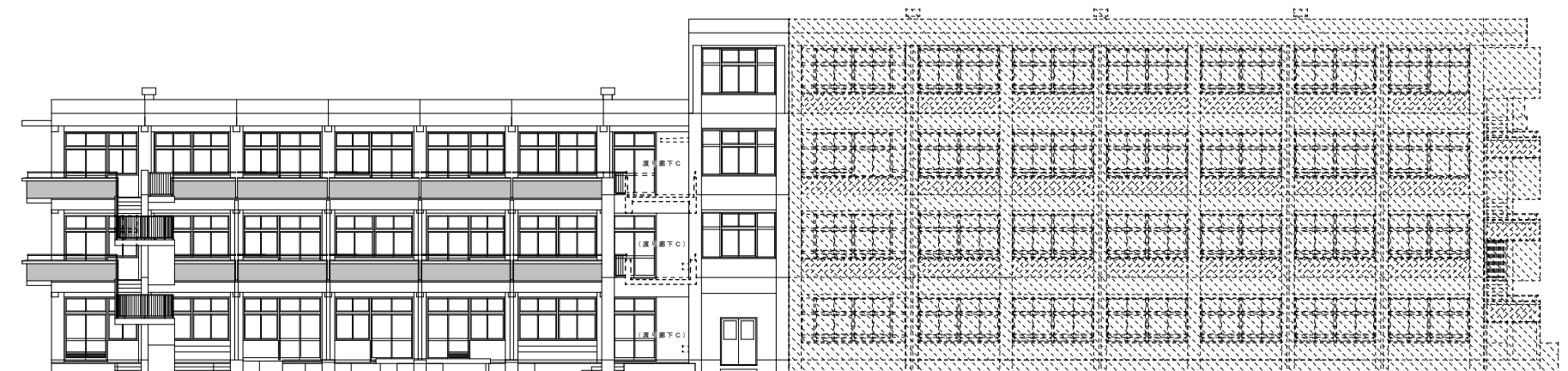


工事対象建物を示す

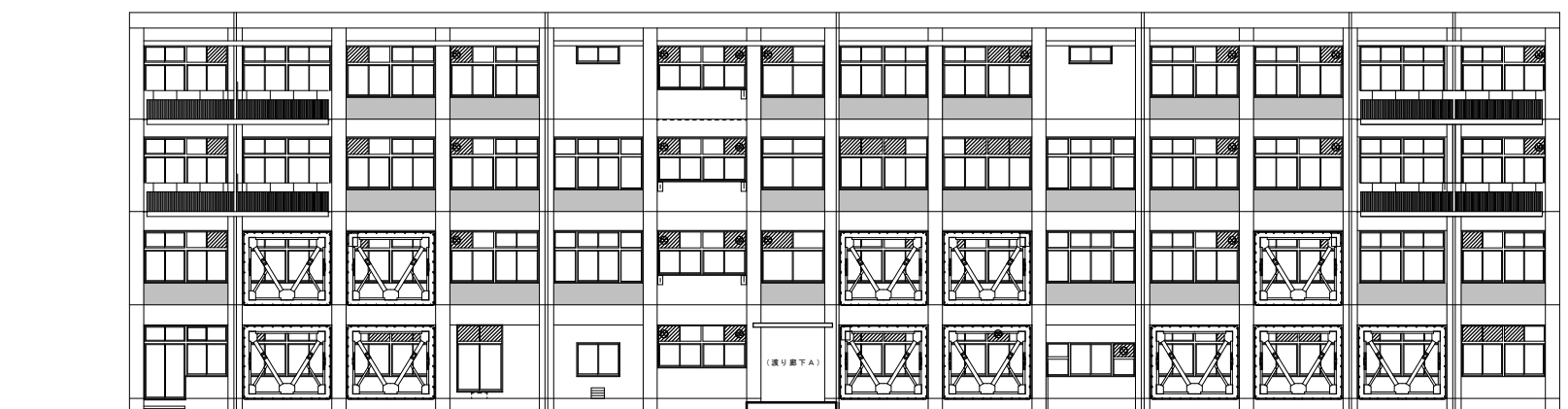
阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事







特別教室棟 南立面図



管理特別教室棟 南立面図

0m 5m

阿品台中学校特別教室棟及び管理特別教室棟大規模改修工事

(議案第 1 0 7 号)

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の変更に
ついて

(経 営 政 策 課)

1 変更の理由

地域の一体感の醸成を目的として、まちづくり推進基金積立事業を市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）に加えるなどのため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 市民活動の活性化に係る主要事業にまちづくり推進基金積立事業を加える。
- (2) 財政計画を改める。
- (3) その他必要な字句等の整理を行う。

3 根拠法令

市町村の合併の特例に関する法律

第 5 条

- ⑦ 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

(議案第 1 0 8 号)

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の変更に
ついて

(経 営 政 策 課)

1 変更の理由

地域の一体感の醸成を目的として、まちづくり推進基金積立事業を市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）に加えるなどのため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 多様な社会参画の推進に係る主要事業にまちづくり推進基金積立事業を加える。
- (2) 財政計画を改める。
- (3) その他必要な字句等の整理を行う。

3 根拠法令

議案第 1 0 7 号説明書に同じ。

(議案第 1 0 9 号)

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

(市 民 課)

1 提案の要旨

広島県の港湾整備事業により公有水面が埋め立てられ、廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認し、同地の付近の町の区域を変更し、同地をこれに編入する。

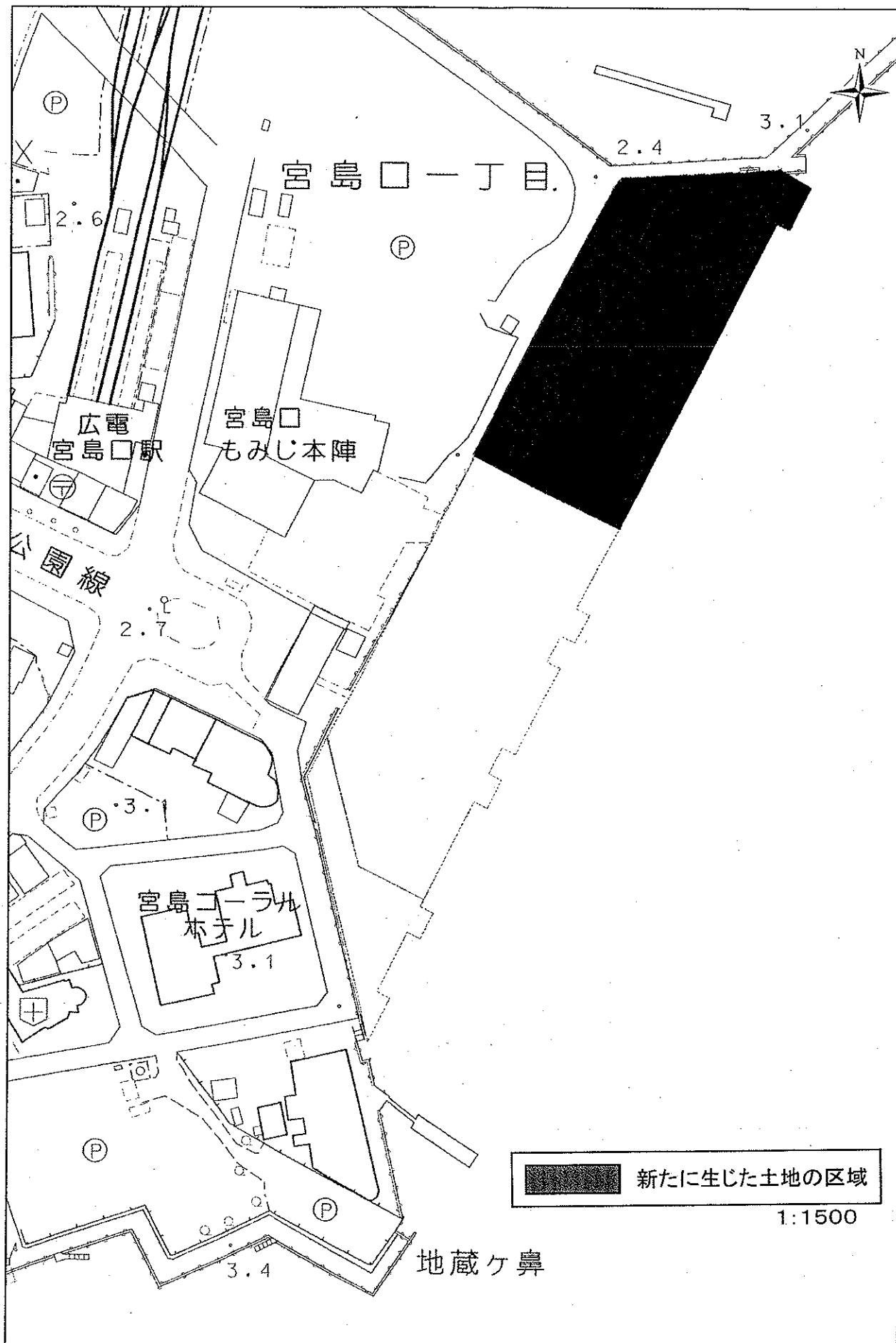
新 た に 生 じ た 土 地		編 入 す る 町
位 置	面 積	
廿日市市宮島口一丁目 9 0 9 7 の 3 の地先	4 , 3 5 2 . 6 1 平方メートル	廿日市市宮島口一丁 目

2 根拠法令

地方自治法

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。



(議案第 1 1 0 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(産 業 振 興 課)

1 提案の要旨

廿日市市産業交流センターの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市産業交流センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

廿日市商工会議所

会頭 細 川 匡

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 1 1 1 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(産 業 振 興 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島商工会館の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島商工会館

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町 5 2 7 番地 1

宮島町商工会

会長 梅 林 保 雄

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 2 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市岩倉ファームパーク

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市地御前 2 1 8 番 1 6 号

株式会社 E L E O S

代表取締役 岩 崎 竜 三

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 4 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

国民宿舎（みやじま杜の宿）

(2) 指定管理者となる団体の名称

合人社・東洋観光グループ

代表者 広島市中区袋町 4 番 3 1 号

株式会社 合人社計画研究所

代表取締役 福 井 滋

構成員 広島市中区胡町 5 番 1 2 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 5 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮浜温泉三丁目 5 番 2 7 号

宮浜温泉地域管理組合

組合長 上 野 純 一

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 6 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(吉和魅惑の里企画室)

1 提案の要旨

廿日市市吉和魅惑の里の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市吉和魅惑の里

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 5 0 8 番地

株式会社 広島リゾート

代表取締役 中 本 雅 生

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 7 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市地御前五丁目 1 0 番 8 号

地御前漁業協同組合

代表理事 吉 岡 晃

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 8 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

大野漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

大野漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市沖塩屋三丁目 4 番 2 1 号

大野町漁業協同組合

代表理事 畑 野 利 男

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 1 9 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

宮島漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町 9 7 4 番地 9

宮島漁業協同組合

代表理事 森 脇 賢

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 0 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(福 祉 総 務 課)

1 提案の要旨

廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市総合健康福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 1 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(福 祉 総 務 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市吉和福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 2 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(福 祉 総 務 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市大野福祉保健センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市大野 1 6 8 0 番地 3

社会福祉法人 いもせ聚楽会

理事長 櫻 井 正 弥

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(福 祉 総 務 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 4 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

はつかいち文化ホール

はつかいち美術ギャラリー

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

公益財団法人 廿日市市芸術文化振興事業団

代表理事 濱 本 恵 康

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 5 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者の指定期間が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市スポーツセンター

峰高公園多目的広場

佐伯総合スポーツ公園体育館

佐伯総合スポーツ公園野球場

佐伯総合スポーツ公園陸上競技場

佐伯総合スポーツ公園テニスコート

廿日市市サッカー場

(2) 指定管理者となる団体の名称

イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体

代表者 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号

株式会社 イズミテクノ

代表取締役 徳 田 隆

構成員 広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号

シンコースポーツ中国株式会社

代表取締役 石 崎 克 己

(3) 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から

平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 1 1 0 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 6 号)

損害賠償の額を定めることについて

(教 育 委 員 会)

1 提案の理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民家に土砂が流入し、家屋及び動産に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 1 5 , 2 5 7 , 2 2 3 円

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

報告第 1 9 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 7 号)

損害賠償の額を定めることについて

(教 育 委 員 会)

1 提案の理由

平成 3 0 年 7 月 7 日佐方小学校の造成法面が、豪雨のため崩れた際に、同校の南側にある民家に土砂が流入し、駐車していた普通乗用自動車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 2, 4 7 3, 4 4 0 円

(2) 債 権 者 広島市中区基町 1 1 番 1 0 号

A I G 損害保険株式会社中国・四国損害サービス部

広島第一サービスセンター

サービスセンター長 小 松 充 正

3 根拠法令

議案第 1 2 6 号説明書に同じ。

4 参照法令

報告第 1 8 号説明書に同じ。

(議案第 1 2 8 号)

財産の取得について

(地域医療拠点企画室)

1 提案の要旨

地域医療拠点等整備事業の用地に存する建物を買い入れようとするものである。

2 財産の表示

(1) 所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 7、1 0 0 7 番地 8、
1 0 0 7 番地 1 0、1 0 0 7 番地 2 2

種 別 建 物

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建て

床面積 1 1，1 2 2．8 6 平方メートルのうち 3，1 0 1．2 9
平方メートル

(2) 所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 1 8、1 0 0 7 番地 6、
1 0 0 7 番地 2 0、1 0 0 7 番地 1、1 0 0 7 番地 1 1、
1 0 0 7 番地 1 6、1 0 0 7 番地 1 2、1 0 0 7 番地 9、
1 0 0 7 番地 1 4、1 0 0 7 番地 2 1、1 0 0 7 番地 1 7

種 別 建 物

構 造 鉄骨造陸屋根 5 階建て

床面積 7，9 3 3．2 7 平方メートル

3 取得価格 1 4 9，4 2 2，8 2 2 円

4 相 手 方 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

廿日市市土地開発公社

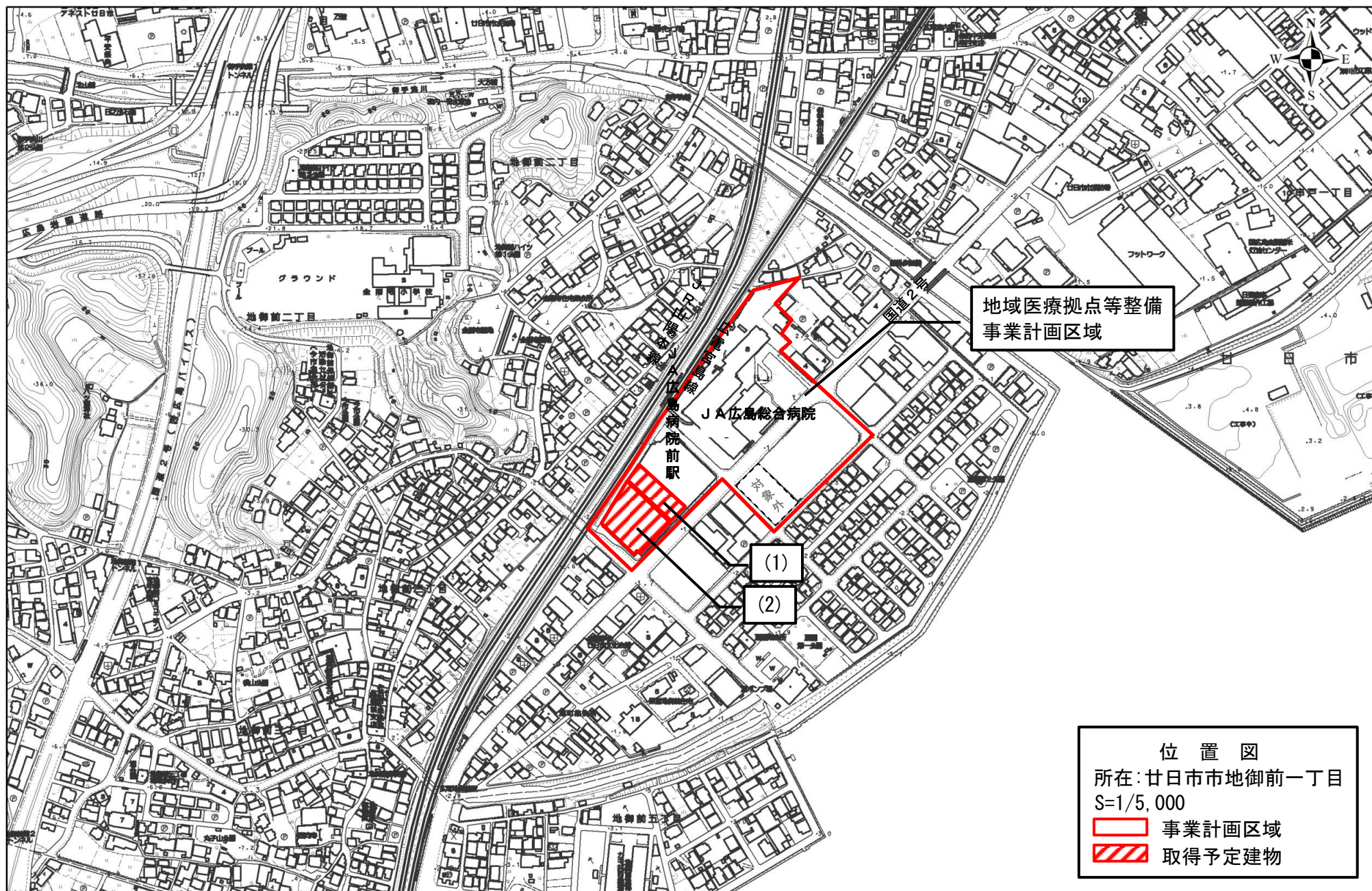
理事長 原 田 忠 明

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付
さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2，0 0 0 万円

以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5，000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



(議案第 1 2 9 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山田恭子委員が、平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日をもって辞職したので、
その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

岡 本 美紀子 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

松 本 良 子

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高
潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見
を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、
任命する。

